

岩手県出資等法人運営評価協議会設置要綱

(平成 16 年 6 月 3 日制定)

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

(令和 5 年 8 月 22 日改正)

(設置)

第 1 県が行う県出資等法人の運営状況の評価（以下、「運営評価」という。）について、評価の客観性及び透明性を確保するため、岩手県出資等法人運営評価協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 協議会は、次の事項について協議し、県に対し必要な助言等を行うものとする。

- (1) 運営評価の在り方に関する事。
- (2) 運営評価の実施に関する事。
- (3) その他運営評価に関する事。

(組織)

第 3 協議会は、構成員 5 人以内をもって組織し、構成員は、優れた識見を有する者のうちから知事が就任を依頼する。

2 構成員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 協議会は、知事が招集する。

(会議の公開)

第 6 協議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、会長が協議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成7年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

（傍聴人に対する指示）

第7 会長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

（庶務）

第8 協議会の庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日付 財第238号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日付 総務第200号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月22日付 行経第75号）

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。